

いま改めて確認したい!

営業店の対応における マネロン対策のポイント10

木内 清章 産業能率大学 講師

外国人の口座開設時 雇用先との連絡体制は 整備できているか?

口座開設

1



マネロンリスクが相対的に高い顧客属性として、外国人が挙げられている理由は「在留期限の途中で、居所不明となってしまうおそれがあること」「第三者に預金口座を譲渡してしまうおそれがあること」

リスク評価書を意識して担当者がより能動的に対応することが重要

F A T F 第4次対日相互審査以降、金融庁のマネロン検査で各金融機関が繰り返し言われてきたことは「2024年3月までに、マネロン関連の要領・マニュアルを整備すること」でした。そして、その第2段階としては「第2防衛線が主体となつてつくったルールが、第1線に理解・浸透しているか」がポイントでしょう。

もちろん、こうしたルールを見直すP D C Aサイクルが機能しているかについても、別途重要なチェック項目とはなりません。担当としては、膨大なマネロン関連ルールに対して全体的な体系が頭に入っているか、また日常業務において必要なルールを常時参照しているか、といった態勢が問われます。

当先はどういった属性があるかを把握し、リスク低減措置を繰り返していく態勢が求められていくでしょう。

今後は本部だけでなく、行職員全体が「リスク評価書」を読み、意識していくことが必要になります。リスク評価書を読めば「自行庫のリスクの状況」、また③「日次モニタリングによってどんな事案が検出されているか」、④「疑わしい取引の届出状況は営業店ごとにどうなっているか」などを詳細に把握できるはずですが。

これまでの数年間は、組織全体としてのルール作成・本人確認や実質的支配者の調査等に取り組んできました。今後は個々の営業店がより能動的に、自らにとつて顕著なマネロンリスクに着目し、それに対する構えをつくっていくことが求められます。そうした意味で、以下の10のポイントについて選択的に学習してみてください。

などが考えられますが、これについてはすでに周知されているでしょう。

一方で現在、大半の金融機関においては、いわゆる一見の外国人の預金口座開設を受け入れない態勢としています。在留外国人への利便性がある程度犠牲にしても、マネロンリスク低減のためのやむを得ない措置と言えます。

このため、実際に預金口座開設を行う場合には、外国人本人に同伴して、雇用や就学の受入企業(学校)の担当者が来店されることとなります。そこで、担当者としてはこの同伴者との連携をしっかりと確立させることが重要です。

連絡がつかない場合は 口座の入出金管理を

具体的には、もしこの外国人が一定期間、勤務先(就学先)に來なくなった場合には、メールでも電話でもかまわないの

で、一報してもらうことです。やはり、日本人と比べてその勤務先(就学先)を正式に辞めてはいないが、來なくなつてしまふ行方もわからない、という確率は高くなります。

在留期限の数カ月前になつて初めて、このような事態に気が付いたとしても、マネロンリスクが顕在化するという観点ではすでに遅いでしょう。このためかかる一報を受けて、預金口座の入出金管理をかけることが、リスクの未然防止としては有効です。

勤務先(就学先)は必ずしも融資などの取引先とは限らないため、このような連携を依頼することを躊躇する担当者もいるでしょう。しかし大半の金融機関においては、このような要請をしていると恐れられますし、先方としても口座開設に依る金融機関へは、その利便性を評価してくれているはずですが、よつて、このような例では必要な連携と考えてよいでしょう。

なお、すでに預金口座を開設している外国人顧客であれば、母国との海外送金取引が仕向・被仕向とも発生することが考えられます。しかしながらここで、月給が30万円なのにもかかわらず、800万円もの送金をしようにしていれば、その資金原資などをよく確認する必要があります。こうした対応への基礎情報としても、雇用先との連携を図っておくことが大切になってくるでしょう。

POINT

- 連絡が取れなくなった場合は、就学先・勤務先から自行庫に一報をもらえるよう依頼する
- 必要に応じて預貯金口座の入出金管理をかけることでリスクを未然に防止する